

1. 法人税に関する改正案（平成28年度税制改正大綱）

（1）法人税率の見直し

① 法人税率（現行：23.9%）を、次のとおり、段階的に引き下げる。

（イ）平成28年4月1日以後に開始する事業年度・・・23.4%

（ロ）平成30年4月1日以後に開始する事業年度・・・23.2%

② 地方法人税の税率を10.3%（現行：4.4%）に引き上げ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。（その分、法人住民税の税率が下げられる）

（2）減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物、鉱業用の建物の償却方法について定率法を廃止し、次のとおりとする。（所得税についても同様とする。）

① 建物附属設備および構築物（鉱業用のものを除く）・・・定額法

② 鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物に限る）
・・・定額法または生産高比例法

（3）生産性向上投資促進税制の廃止

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度は、適用期限をもって廃止する。（所得税についても同様とする。）即時償却および税額控除率の上乗せ措置は、平成28年3月31日とされている適用期限を延長しない。

（4）環境関連投資促進税制の見直し（所得税についても同様とする）

風力発電設備に対する即時償却の廃止、税額控除の対象資産から車両運搬具を除外するなどの見直しを行ったうえで、当制度の適用期限を2年延長する。

（5）欠損金の繰越控除制度の見直し

① 繰越控除額の縮減

資本金1億円超の対法人に対する欠損金の繰越控除額につき、次のとおり見直しを行う。

平成28年度税制改正大綱		平成27年度税制改正	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	100分の65	平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	100分の65
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	100分の60		
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	100分の55	平成29年4月1日～	100分の50
平成30年4月1日～	100分の50		

② 繰越期間の延長等

次に掲げる措置について、平成30年（平成27年度税制改正：平成29年）4月1日以後に開始する事業年度より適用することとする。

（イ）青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間を10年（現行：9年）とする措置

（ロ）欠損金の繰越控除制度の適用にかかる帳簿書類の保存期間を10年（現行：9年）に延長する措置

（ハ）法人税の欠損金額にかかる更正の期間制限を10年（現行：9年）に延長する措置

（ニ）法人税の欠損金額にかかる更正の請求期間を10年（現行：9年）に延長する措置

2. 法人地方税に関する改正案（平成28年度税制改正大綱）

（1）法人事業税の税率引き下げと外形標準課税の拡大

① 大法人に対する法人事業税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人に対する法人事業税および地方法人特別税の標準税率を次のとおりとし、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元する。

		改正案 平成28年4月1日～	現行 平成27年度
付加価値割		1.2%	0.72%
資本割		0.5%	0.3%
所得割	年400万円以下	0.3%	1.6%
	年400万円超800万円以下	0.5%	2.3%
	年800万円超	0.7%	3.1%
地方法人特別税		414.2%	93.5%

（注1）制限税率を標準税率の2倍（現行：1.2倍）に引き上げる

（注2）3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人の所得割にかかる税率については、軽減税率の適用はない（一律0.7%（現行：3.1%））

② 法人事業税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増（各事業年度の事業税額が、各事業年度の課税標準に平成28年3月31日現在の税率を乗じて計算した額を超える場合）となる法人のうち、一定の法人については、次のとおり、その超える額に一定割合を乗じた金額を事業税額から控除する負担軽減措置が講じられる。

付加価値額	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
30億円以下の法人	その超える額 × 4分の3	その超える額 × 2分の1	その超える額 × 4分の1
30億円超40億円以下の法人	その超える額×付加価値額に応じて4分の3から0の間の一定割合	その超える額×付加価値額に応じて2分の1から0の間の一定割合	その超える額×付加価値額に応じて4分の1から0の間の一定割合

（2）法人住民税の税率の改正

法人住民税法人税割の税率を次のとおりとし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。制限税率を標準税率の2倍（現行：1.2倍）に引き上げる。

	改正案		現行	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税	1.0%	2.0%	3.2%	4.2%
市町村民税	6.0%	8.4%	9.7%	12.1%

3. その他の改正案（平成28年度税制改正大綱）

（1）企業版ふるさと納税の創設（地方創世応援税制の創設）

地方公共団体への一定の寄附金について、現行の損金算入に加えて税額控除を導入し、寄附金額の約6割の負担を軽減する。（平成32年3月31日までの寄附）

① 法人税額からの控除額

次のうちいずれか少ない金額（当期法人税額の5%を上限とする）

（イ）支出寄附金の合計額×20%－住民税額からの控除額

（ロ）支出寄附金の合計額×10%

② 法人事業税からの控除額（事業税額の20%を上限とする）

… 支出寄附金の合計額×10%

③ 道府県民税法人税割額からの控除額（道府県民税法人税割額の20%を上限とする）

（イ）平成29年3月31日までに開始する事業年度 … 支出寄附金の合計額×5%

（ロ）平成29年4月1日以後に開始する事業年度 … 支出寄附金の合計額×2.9%

④ 市町村民税法人税割額からの控除額（市町村民税法人税割額の20%を上限とする）

（イ）平成29年3月31日までに開始する事業年度 … 支出寄附金の合計額×15%

（ロ）平成29年4月1日以後に開始する事業年度 … 支出寄附金の合計額×17.1%

（2）中小企業者等に対する少額減価償却資産の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員数が1000人を超える法人を除外したうえで、その適用期限を2年延長する。（所得税についても同様とする）

（3）所得税の改正

① 通勤手当の非課税限度額を月額15万円（現行：10万円）に引き上げる。

② 給与所得控除額の縮減（平成25年度の税制改正）

平成28年分は給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額は230万円、平成29年分以後は給与収入が1,000万円を超える場合は220万円とその上限が引き下げられる。

給与所得控除額の速算表（平成28年）

給与収入		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額 × 40%
180万円超	360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	1,200万円以下	収入金額 × 5% + 170万円
1,200万円超		230万円

③ 株式の譲渡（平成25年度の税制改正）

平成28年1月1日以後は、上場株式等の譲渡損益と非上場株式等の譲渡損益との損益通算はできない。

④ 医療費控除の特例の創設（現行の医療費控除との選択適用）

健康の維持増進および疾病の予防に対する一定の取組（※）を行う個人が、一定のスイッチOTC（Over The Counter、市販薬）医薬品の購入対価を支払った場合において、その合計額が12,000円を超えるときは、その超える分の金額（その金額が88,000円を超える場合には、88,000円）をその年分の総所得金額等から控除する。

（※）一定の取組 … 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診で医師の関与があるものに限る